

## 平成28年熊本地震からの早期復旧・復興に向けた万全な対策について

我が国において、観測史上初めて震度7の地震が2回発生した平成28年熊本地震では、145名（11/8現在）にも及ぶ多くの尊い人命が奪われ、熊本都市圏や阿蘇地域を中心に、多数の家屋崩壊、大規模な土砂災害など広範かつ甚大な被害が発生している。

また、被害は、道路、河川、鉄道をはじめ、農作物や農地・農業用施設、保健医療福祉施設、学校・文化施設、商工業施設等のあらゆる面に及んだこともあり、災害発生から6か月が経過した今日でも、住民の生活はもとより、あらゆる産業に影響が残っている。

国においては、発災直後から総力を結集し、迅速な被災者の救助活動、避難者への生活支援、激甚災害の早期指定や補正予算の編成をはじめ、様々な取組みに尽力いただき、大変心強く感じているところである。

熊本・大分両県及び、両県内の被災自治体では、人命救助に全力を尽くすとともに、避難活動、救援物資の提供等、できる限りの災害応急対策を講じてきた。

また、九州地方知事会においては、平成23年10月に締結した「九州・山口9県災害時応援協定」に基づき、被災県への物的・人的支援を行うなど、九州・山口地域が一丸となって対応している。

現在も、全国の自治体や企業から御支援・御協力をいただきながら、関係機関と連携して、一日も早い被災者の生活再建と地域経済の復興に向け、全力で取り組んでいるところである。

九州・山口地域は、浸食を受けやすいシラス等の特殊土壌が広く分布し、南海トラフ巨大地震の影響も懸念されるなど、豪雨や地震などによる災害が発生しやすくなっている。そうした地域特性下において、住民の安全・安心を確保していくためには、道路整備や治水等の国土保全事業を重点的かつ計画的に講じていくことが必要である。

国においては、引き続き、柔軟かつ効果的な取組が可能となるよう、以下の項目について早期に実現するよう求める。

## **1 公共土木施設の早期復旧と災害に強い道路ネットワークの構築**

九州縦貫自動車道の早期完全復旧に向け、事業者への支援も含めた特段の措置を講じるとともに、九州観光の柱である阿蘇地域の主要幹線道路である国道57号や国道325号など、被災した国県道の早期復旧に向けた対策を講じること。

また、災害時のリダンダンシーを確保するため、九州横断自動車道延岡線や南九州西回り自動車道などの高規格幹線道路のミッシングリンクの早期解消を図るとともに、中九州横断道路や有明海沿岸道路などの地域高規格道路や、それらを補完する国県道の整備促進と橋梁等の耐震対策を図るための必要な予算を確保すること。

## **2 広域的な物流拠点の整備に向けた支援**

平成28年熊本地震では、県の広域防災活動拠点が被災し使用不能となる状況が生じたことから、国を主体とする救援物資保管施設等の整備を進めるとともに、今後は近隣県の物資集積拠点、民間物流施設の活用が有効と考えられるため、こうした施設や搬送体制の整備に向けた支援を行うこと。

### **3 被災した鉄道に対する復旧支援**

甚大な被害を受けた J R 豊肥本線や南阿蘇鉄道の早期復旧に向け、財政面をはじめ全面的な支援を行うとともに、特に経営基盤が極めて脆弱な南阿蘇鉄道株式会社に対しては十分な支援を行うこと。

### **4 新たなまちづくりに向けた支援制度等の創設**

平成 28 年熊本地震では特に擁壁崩壊や液状化、造成地の滑動崩落など、多大な宅地被害が発生しているため、被災者の一日も早い生活再建に向けて必要な宅地の復旧に対して特段の支援を行うこと。

また、被災地におけるまちづくりを進めるに当たっては、地域の様々なニーズに対する、迅速かつ柔軟な対応が必要なため、自由度の高い総合的な支援制度を創設すること。

### **5 観光産業への支援**

九州・山口地域の基幹産業である観光産業について、「九州ふっこう割」等により回復の兆しを見せている旅行需要の本格的な回復に向け、引き続き、国内外への九州・山口地域の観光情報発信や誘客策の実施に対する財政措置を講じるとともに、国においても、被災地の現状に関する正確な情報を発信すること。

併せて、平成 28 年熊本地震の風評被害により減少した外国人観光客数の回復をより確実なものにするため、九州・山口地域を訪れる中国人観光客への観光数次査証（マルチビザ）の導入や、外国人観光客向け P R 事業に対する更なる支援等の対策を講じること。

## 6 復旧・復興に係る税制の特例措置の実施

被災地の復興のためには、地域経済の回復と被災者の生活再建が不可欠であるため、被災者・被災企業の早期再建とともに企業の生産力強化や企業誘致を推進するために必要な税制上の特例措置を講じること。

## 7 文教施設や文化財の早期復旧

学校等施設・設備の復旧を行うため、専門家の派遣などの支援を行うとともに、財政措置について特段の配慮を行うこと。

また、九州・山口地域の観光名所である熊本城など、被害が甚大でかつ復旧・復興に高度な技術を要する文化財については、国からの人的かつ技術的支援を行うとともに、損壊した国指定以外の文化財等の早期復旧についても、国庫補助制度を創設する等の支援を行うこと。

## 8 迅速な復旧・復興に向けた中長期的な支援

被災者支援や災害復旧・復興等には、多くの時間と多額の経費を要することから、被災自治体が危機的な財政状況に陥ることがないように、新たな補助制度の創設、補助率の嵩上げや制度の拡充を含め、中長期的に予算を確保するなど、必要な措置を講じること。

加えて、今後起こりうる大規模地震等において、被災者の生活再建が円滑に進むよう、市町村が行う罹災証明に係る被害認定基準運用指針の簡素化等を検討するとともに、家屋被害認定調査などの経費に対する災害救助法の適用範囲の拡大や災害救助費全般に係る国庫負担率の引上げなど、既存法律等の必要な見直しを行うこと。

なお、熊本地震においては、被災地に対して、全国の多くの地方公共団体から、職員の派遣や物資の提供等を行っていることから、これらの取組に対する財政措置を講じること。

平成28年11月

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞